

## 「労働者派遣事業の許可基準の改正」の概要について

## 1. 趣旨

- 派遣労働者のキャリアの形成を支援する制度に関して、実施する教育訓練（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律による改正後の労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）第 30 条の 2 第 1 項に規定するもの。）については、有給かつ無償で行われるものであることとしている。当該制度に基づく教育訓練を受けた場合に発生する交通費については、派遣先との間の交通費より教育訓練を受けるためにかかる交通費の方が高くなる場合、有給かつ無償に含まれるものであることを明確化するもの。また、「職業紹介等に関する制度の改正について」（平成 28 年 12 月 13 日労働政策審議会建議）を踏まえ、労働者派遣事業の許可基準のうち、職業紹介事業と労働者派遣事業を兼業する場合の要件について、見直しを図るもの。

## 2. 概要

- 「教育訓練の有給かつ無償」について、下線部分を新たに追加する。

## 教育訓練の有給かつ無償

実施する教育訓練が有給かつ無償で行われるものであること。

なお、派遣労働者が段階的かつ体系的な教育訓練を受講するためにかかる交通費については、派遣先との間の交通費より高くなる場合は派遣元事業主において負担すべきものであること。

- 職業紹介事業と労働者派遣事業を兼業する場合の個人情報等の管理について、現行制度（職業紹介に関する情報（求職者に係る個人情報、求人者に係る情報）の労働者派遣での使用禁止又は労働者派遣に関する情報（派遣労働者に係る個人情報、派遣先に係る情報）の職業紹介での使用禁止）は維持しつつ、別個の管理は要しないこととする。

## 3. 適用期日

平成 29 年 5 月 30 日（予定）